

参 照 条 文

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（案）

○	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）抄	1
○	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）抄	2
○	平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）抄	3
○	昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）	4

○消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）抄

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）抄

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

259 (略)

○平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）抄

第二 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

一 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

(一) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動

(二) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

(三) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

二 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

○昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）抄
消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

【一～四 略】

五 泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び別記様式第五

【六～三十六 略】

別表 5 泡消火設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1)～(8) (略)

(9) 一斉開放弁(電磁弁を含む。)

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(10)～(13) (略)

2 総合点検

(1) 固定式の泡消火設備

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) (略)

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

a 低発泡を用いるもの

全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、ペルフルオロ(オクタウン)11ス

ルホン酸)又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。

b (略)

(エ) (略)

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) (略)

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

a 低発泡を用いるもの

全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、ペルフルオロ(オクタシ|1|スルホン酸)又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。

b (略)

(エ) (略)

(2) (略)